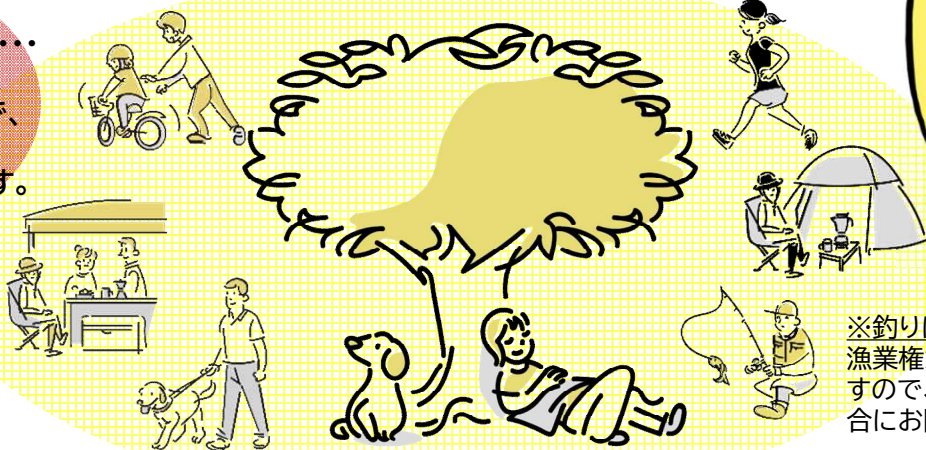




河川は、誰もが自由に利用できる公共の空間であり、自由使用が原則です

河川の自由使用とは・・・
釣り、散歩、水遊び、
バーベキューなどで、
河川法の許可等は
必要のないものです。



河川利用
について

※釣りに関しては・・・
漁業権が設定されておりま
すので、地元の漁業協同組
合にお問い合わせ下さい。

ただし、自由使用であっても、他の河川利用者に迷惑をかけたり危害を及ぼすおそれがある行為とならないよう注意をしてください。

なお、自由使用に当たるものであっても、公園、運動場などでは施設管理者(市役所等)が使用上のルールを定めている場合がありますので、ご確認をされるようお願いいたします。

禁止!



河川を損傷したり、ゴミ、ふん尿などの汚物や廃棄物を捨てたり、放置するなどの行為は、河川法で禁止されており違反すると罰則が科されます。



ゴミは持ち帰りましょう。

注意!



河川には自然のままの場所もあり、利用形態、方法によってはケガをしたり、ときには生命の危機に及ぶ恐れもありますので、安全には十分注意して利用する必要があります。

また、大雨等の影響によって河川が増水することにより、水位が上昇したり流れが速くなったりします。

今いる場所が晴れていても、上流で雨が降れば、やがてその水は下流にやってきて水が増えることになります。



突然の雷雨など急な気象変化もありますので、常に安全な利用を心掛ける必要があります。

編集後記

おかげさまで鷹巣出張所ニュースは第200号を迎えました!

今号は、河川の利用が多くなる時期に差し掛かり、地域の方にも安全に利用していただけるよう、河川利用について紹介させていただきました。その他、河川利用について分からないことがございましたらお気軽にご相談ください。地域の皆さんの憩いの場として安心して利用できるよう、今後も河川の安全管理に努めて参ります!(は)